

荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改正案）

「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第三十一号）」が施行されたことに伴い、改正水防法に基づく法定協議会への移行を追加する。

【改正箇所新旧対比表】

改正前	改正後
—	（設置）第 1 条 【追加】 「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第三十一号）」第十五条の十の規程に基づき、同項に規定する大規模氾濫減災協議会を置く。
（名称）第 1 条 本会の名称は、「荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。	（名称）第 2 条 【変更】 前条の大規模氾濫減災協議会は、「荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）という。
（目的）第 2 条 本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方にに基づき、	（目的）第 3 条 【変更】 本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方にに基づき、
（協議会）第 3 条 協議会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。	（協議会）第 4 条 【変更】 協議会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
（幹事会）第 4 条 協議会に幹事会を置く。	（幹事会）第 5 条 【変更】 協議会に幹事会を置く。
（協議会の実施事項）第 5 条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。	（協議会の実施事項）第 6 条 【変更】 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
（会議の公開）第 6 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。	（会議の公開）第 7 条 【変更】 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。
（協議会資料等の公表）第 7 条 協議会に提出された資料等については公表するものとする。	（協議会資料等の公表）第 8 条 【変更】 協議会に提出された資料等については公表するものとする。
（事務局）第 8 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。	（事務局）第 9 条 【変更】 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
（雑則）第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、	（雑則）第 10 条 【変更】 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、

(附則) 第10条 本規約は、平成29年6月2日から施行する。	(附則) 第11条 【変更】 本規約は、平成29年6月2日から施行する。 <div style="text-align: right; color: red;">平成30年 月 日改正</div>
------------------------------------	---

別表2

改正前		改正後	
機 関 名	代 表 者	機 関 名	代 表 者
(委員)		(委員)	
小国町	町 長	小国町	町 長
気象庁 山形地方气象台	次 長	気象庁 山形地方气象台	台 長
国土交通省北陸地方整備局		国土交通省北陸地方整備局	
羽越河川国道事務所	所 長	羽越河川国道事務所	所 長
山形県 置賜総合支庁	総務企画部長	山形県 置賜総合支庁	総務企画部長
山形県 置賜総合支庁	建設部長	山形県 置賜総合支庁	建設部長
(オブザーバー)		(オブザーバー)	
山形県 環境エネルギー部		山形県 環境エネルギー部	
危機管理・くらし安心局	危機管理課長	危機管理・くらし安心局	危機管理課長

別表3

改正前	改正後
機 関 名	機 関 名
(アドバイザー)	(アドバイザー)
国土交通省東北地方整備局 河川部	国土交通省東北地方整備局 河川部
国土交通省北陸地方整備局 河川部	国土交通省北陸地方整備局 河川部
	国土交通省北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所

荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第三十一号）」第十五条の十の規程に基づき、同項に規定する大規模氾濫減災協議会を置く。

（名称）

第2条 前条の大規模氾濫減災協議会は、「荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。

2 荒川上流とは、山形県が管理する荒川上流の河川（別表1）を指すものとする。

（目的）

第3条 本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方にに基づき、荒川上流における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、山形県、小国町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 また、別表3に定める機関にアドバイザーを置く。

3 協議会の運営、進行及び招集は第8条に定める事務局が行う。

4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。

3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。

4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表とすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成29年6月2日から施行する。

平成30年 月 日改正

別表 1

水系	河川名	支川	区 間		管理延長 (m)	沿岸市町村		
			上 流 端	下 流 端				
あらかわ 荒川	あらかわ 荒川			山形県西置賜郡小国町大字五味沢字針生平地先の大石沢の合流点		27,245	小国町	
	たま 玉川	一次		檜木山沢の合流点	荒川への合流点	23,500	小国町	
	あし 足水川	二次		山形県西置賜郡小国町大字樽口細田10番地先の町道沢中橋	玉川への合流点	11,800	小国町	
	ひら 百子沢川	三次		山形県西置賜郡小国町大字百子沢字大坪188番地先	足水川への合流点	1,100	小国町	
	おこ 小国内川	二次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字小玉川字伊勢堂裏698番地先 右岸 同町同大字大谷地715番地先	玉川への合流点	3,700	小国町	
	よこ 横川	一次		浅又沢の合流点	左岸 山形県西置賜郡小国町大字新股字窪29番の1地先 右岸 同町同大字字河窪42番の1地先	横川への合流点	22,800	小国町
				左岸 山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口字・向637番の1地先 右岸 同町同大字ヲツクバ国有林62の1林班い小班地先				
	た 田沢川	二次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字田沢頭字梅津55番の3地先 右岸 同町同大字字浦田貳436番地先	横川への合流点		3,900	小国町
	ま 前川	三次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字田沢頭字口明沢626番地先 右岸 同町同大字字平林638番の2地先	田沢川への合流点		1,500	小国町
	お 大沢川	二次		山形県西置賜郡小国町大字岩井沢字大沢1852番の1地先の砂防堰堤	横川への合流点		2,500	小国町
	お 大滝川	二次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字大滝字灰塚2番地先 右岸 同町同大字字上の坂229番地先	同 上		2,900	小国町
	く 黒沢川	二次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字黒沢字二百苜83番地先 右岸 同町同大字字梨木向85番の2地先	同 上		2,000	小国町
	み 明沢川	二次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字沼沢字坂禿146番地先 右岸 同町同大字字木附1205番の18地先	横川への合流点		5,400	小国町
	さ 桜川	三次		山形県西置賜郡小国町大字白子沢字二渡戸792番の乙の1地先の県道二渡戸橋	明沢川への合流点		9,600	小国町
	ま 間瀬川	四次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字沼沢字三拾割318番の1地先 右岸 同町同大字字中丸1228番地先	桜川への合流点		7,900	小国町
	も り森のこ 残川	四次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字白子沢字長畑橋元765番の1地先 右岸 同町同大字同字764番地先	同 上		3,000	小国町
	お 大石沢川	二次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字大石沢字峠下137番の1地先 右岸 同町同大字132番の1地先	左岸 山形県西置賜郡小国町大字叶水字源兵衛畑293番の4地先 右岸 同町同大字字松籠前282番の1地先		7,600	小国町
	お 樺沢川	三次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字大石沢字入山根903番地先 右岸 同町同大字字・沢887番の巳地先	大石沢川への合流点		900	小国町
	あ 貝少川	一次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字貝少字外林入297番地先 右岸 同町同大字字滝保口22番地先	荒川への合流点		3,500	小国町
	こ 越沢川	一次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字舟渡字番倉1234番の1地先 右岸 同町同大字字立平1233番の1地先	同 上		1,300	小国町
か 金目川	一次		荒沢の合流点	同 上		8,300	小国町	
と 戸沢川	一次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字今市字森ノ越74番地先 右岸 同町同大字同字71番の乙地先	同 上		2,150	小国町	
お 折戸川	一次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字入折戸字広野面171番地先 右岸 同町同大字同字178番の1地先	同 上		4,100	小国町	
い 石滝川	一次		左岸 山形県西置賜郡小国町大字石滝字砂子沢23番の1地先 右岸 同町同大字字上高平11番地先	同 上		3,100	小国町	
対象河川計					23河川	159,795		

別表 2

機 関 名	代 表 者
(委員)	
小国町	町 長
気象庁 山形地方気象台	台 長
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	所 長
山形県 置賜総合支庁	総務企画部長
山形県 置賜総合支庁	建設部長
(オブザーバー)	
山形県 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局	危機管理課長

別表 3

機 関 名
(アドバイザー)
国土交通省東北地方整備局 河川部
国土交通省北陸地方整備局 河川部
国土交通省北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所

別表 4

機 関 名	代 表 者
小国町	町民税務課長
小国町	総務企画課長
小国町	地域整備課長
気象庁 山形地方気象台	防災管理官
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	横川ダム管理支所長
山形県 置賜総合支庁	総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 置賜総合支庁	建設部 西置賜河川砂防課長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。